

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月3日
【会社名】	株式会社メイコー
【英訳名】	Meiko Electronics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 名 屋 佑一郎
【本店の所在の場所】	神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号
【電話番号】	0467-76-6001(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 石 渡 仁
【最寄りの連絡場所】	神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号
【電話番号】	0467-76-6001(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 石 渡 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成24年6月27日開催の当社第37期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の割当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額93,870,380円

ロ 効力発生日

平成24年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

ロ 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることができるよう変更案第36条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。

ハ その他、条文の新設および削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、名屋佑一郎、名屋精一、平山隆英、篠崎政邦、名屋晴行、鈴木哲郎及び佐藤国彦の7氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、月井啓之及び越村安信の両氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	147,766	951	0	(注) 1	可決 (95.58)
第2号議案 定款一部変更の件	128,350	20,356	0	(注) 2	可決 (83.03)
第3号議案 取締役7名選任の件					
名屋 佑一郎	142,409	6,297	0	(注) 3	可決 (92.13)
名屋 精一	148,272	434	0		可決 (95.92)
平山 隆英	148,228	478	0		可決 (95.89)
篠崎 政邦	148,271	435	0		可決 (95.92)
名屋 晴行	148,270	436	0		可決 (95.92)
鈴木 哲郎	148,270	436	0		可決 (95.92)
佐藤 国彦	148,236	470	0		可決 (95.89)
第4号議案 監査役2名選任の件					
月井 啓之	148,273	433	0	(注) 3	可決 (95.92)
越村 安信	148,301	405	0		可決 (95.94)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席株主の議決権数の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席株主の議決権数の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。